

1 改正の内容

- （1）第 2 条を削除する。（第 1 3 条と内容が重複するため）
- （2）第 3 条から第 6 条について、第 2 条の削除による修正を行う。（条番号の修正）
- （3）第 6 条について、臨時委員に関する条文を新設する。（委員とは別に特別の事項を協議・調整するため、臨時委員を設置するもの）
- （4）第 7 条について、第 6 条の新設による修正を行う。（文言の削除）
- （5）第 1 1 条について、文言を修正する（方部会から地域部会に修正）
- （6）第 1 3 条について事務局の所在に関する文言を改正する。（阿武隈急行沿線開発推進協議会の事務局を充てる方法を変更するもの）
- （7）第 1 6 条について、文言を修正する。（臨時委員とオブザーバーについても、報酬及び費用の弁償を受けられるよう修正するもの）
- （8）別表 1 について、協議会の委員名簿の修正を行う。（学校法人福島学院大学 地域連携センター・地域マネジメント学科 センター長・教授の修正）

2 新旧対照表

新	旧
第 1 条 （略） （削除） （事業） 第 2 条 協議会は、 <u>前条</u> の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1） （略） 第 3 条～第 4 条 （略） （会長及び副会長） 第 5 条 会長及び副会長は、第 4 条第 1 項の規定に基づく委員の中から、これを選任する。 2 （略） <u>（臨時委員）</u> <u>第 6 条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。</u> <u>2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。</u> <u>3 臨時委員は、第 1 項に関する事項の協議・調整が終了したときには、解任されるものとする。</u>	第 1 条 （略） <u>（事務所）</u> <u>第 2 条 協議会は、事務所を次のところに置く。</u> <u>阿武隈急行沿線開発推進協議会の事務局を置く自治体</u> （事業） 第 3 条 協議会は、 <u>第 1 条</u> の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1） （略） 第 4 条～第 5 条 （略） （会長及び副会長） 第 6 条 会長及び副会長は、第 5 条第 1 項の規定に基づく委員の中から、これを選任する。 2 （略） （新設）

(会議)
第 7 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 (略)

第 8 条～第 1 0 条 (略)

(地域部会)
第 1 1 条 協議会に提案する事項について、部分的に協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会の下に地域部会を設置することができる。
2 (略)

第 1 2 条 (略)

(事務局)
第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、協議会の委員が所属する自治体に置く。
3 (略)

第 1 4 条～第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 委員、臨時委員及び第 7 条第 6 項の規定に基づき会議への出席を依頼された者が会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
2 (略)

第 1 7 条～第 1 9 条 (略)

附 則 (略)

附 則
(施行期日)
1 この規約は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表 1
協議会

区分	職名等	備考
交通事業者	阿武隈急行(株) 代表取締役社長	

(会議)
第 7 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 (略)

第 8 条～第 1 0 条 (略)

(地域部会)
第 1 1 条 協議会に提案する事項について、部分的に協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会の下に方部会を設置することができる。
2 (略)

第 1 2 条 (略)

(事務局)
第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局の所在は、阿武隈急行沿線開発推進協議会の事務局を置く自治体に置く。
3 (略)

第 1 4 条～第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 委員は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
2 (略)

第 1 7 条～第 1 9 条 (略)

附 則 (略)

別表 1
協議会

区分	職名等	備考
交通事業者	阿武隈急行(株) 代表取締役社長	

	東日本旅客鉄道(株) 東北本部 企画総務部 企画部長 福島交通(株) 代表取締役社長 東北アクセス(株) 代表取締役社長 (一社)福島県タクシー協会 県北支部長 (一社)宮城県タクシー協会 仙南支部長				東日本旅客鉄道(株) 東北本部 企画総務部 企画部長 福島交通(株) 代表取締役社長 東北アクセス(株) 代表取締役社長 (一社)福島県タクシー協会 県北支部長 (一社)宮城県タクシー協会 仙南支部長	
住民	学校法人福島学院大学 <u>地域連携センター・地域マネジメント学科 センター長・教授</u> 福島県立伊達高等学校 校長 宮城県角田高等学校 校長 福島県社会福祉協議会 会長 宮城県社会福祉協議会 会長 福島卸商団地協同組合 理事長 日本労働組合総連合会 福島県連合会 会長 日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長			住民	学校法人福島学院大学 学長 福島県立伊達高等学校 校長 宮城県角田高等学校 校長 福島県社会福祉協議会 会長 宮城県社会福祉協議会 会長 福島卸商団地協同組合 理事長 日本労働組合総連合会 福島県連合会 会長 日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長	
学識経験者	国立大学法人福島大学 経済経営学類 教授 公立大学法人宮城大学 事業構想学群 教授			学識経験者	国立大学法人福島大学 経済経営学類 教授 公立大学法人宮城大学 事業構想学群 教授	
道路管理者	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 福島県土木部 県北建設事務所長 宮城県土木部 大河原土木事務所長			道路管理者	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 福島県土木部 県北建設事務所長 宮城県土木部 大河原土木事務所長	
公安委員会 ・県警察	福島県伊達警察署長 福島県福島警察署長 福島県福島北警察署長 宮城県角田警察署長			公安委員会 ・県警察	福島県伊達警察署長 福島県福島警察署長 福島県福島北警察署長 宮城県角田警察署長	
計画を策定する 地方公共団体	福島県福島市 副市長 福島県伊達市 副市長 宮城県角田市 副市長 宮城県柴田町 副町長 宮城県丸森町 副町長 福島県 生活環境部長 宮城県 企画部長			計画を策定する 地方公共団体	福島県福島市 副市長 福島県伊達市 副市長 宮城県角田市 副市長 宮城県柴田町 副町長 宮城県丸森町 副町長 福島県 生活環境部長 宮城県 企画部長	
その他会長が	(株)東邦銀行 法人コンサルティング部 公務・地域商社事業課長			その他会長が必要と認める者	(株)東邦銀行 法人コンサルティング部 公務・地域商社事業課長 (公財)福島県観光物産交流協会 常務理事	

必要と認める者	(公財)福島県観光物産交流協会 常務理事 (一社)宮城創生DMO CMO 国土交通省東北運輸局 鉄道部長が推薦する者 国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 企画調整部門 主席運輸企画専門官 国土交通省東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門 主席運輸企画専門官			(一社)宮城創生DMO CMO 国土交通省東北運輸局 鉄道部長が推薦する者 国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 企画調整部門 主席運輸企画専門官 国土交通省東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門 主席運輸企画専門官	
	阿武隈急行沿線開発推進協議会 事務局の設置自治体 (伊達市 市民生活部 生活環境課) 福島県 生活環境部 生活交通課 宮城県 企画部 地域交通政策課			阿武隈急行沿線開発推進協議会 事務局の設置自治体 (伊達市 市民生活部 生活環境課) 福島県 生活環境部 生活交通課 宮城県 企画部 地域交通政策課	